



2022年4月14日

各位

会社名 株式会社サーバーワークス
代表者名 代表取締役社長 大石 良
(コード番号：4434 東証プライム市場)
問合わせ先 取締役 大塩 啓行
TEL. 03-5579-8029

役員報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、2022年4月14日開催の取締役会において、役員報酬制度の改定を行い、従前の金銭による基本報酬に係る報酬枠の考え方を見直し、また、業績連動賞与及び譲渡制限付株式報酬を付与することとし、基本報酬枠の改定及び業績連動賞与の支給並びに譲渡制限付株式報酬制度の導入に関する議案を2022年5月27日開催予定の第23回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 役員報酬制度の改定の概要

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）の報酬等として、当社が監査等委員会設置会社に移行することに併せて、2021年5月28日開催の当社の第22回定時株主総会において、基本となる固定報酬として、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいております。

当社は、業績目標と報酬との連動性を明確にするとともに、対象取締役に対して、業績に対するコミットメントをもたせることを目的として、金銭での業績連動賞与を支給したく、本株主総会において株主の皆様のご承認をお願いする予定です。

また、当社は、対象取締役に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入したく、本株主総会において株主の皆様のご承認をお願いする予定です。基本報酬、業績連動賞与及び譲渡制限付株式報酬の支給総額は、年額300百万円以内とし、この300百万円の内枠で、基本報酬は年額210百万円以内、業績連動賞与は年額30百万円以内、譲渡制限付株式報酬は年額60百万円（30千株）以内といたします。

なお、本制度の概要は、以下のとおりです。

2. 本制度の導入の条件及び概要

(1) 導入の条件

本制度は、対象取締役に對し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

(2) 本制度の概要

本制度による譲渡制限付株式の付与は、対象取締役に金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を現物出資させて、当社の普通株式の発行又は処分をする方法により行うものといたします。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年間 30 千株以内とし、その報酬総額は、本株主総会において改定される報酬枠 300 百万円の内枠で年額 60 百万円以内といたします（ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合には、上限数はその比率に応じて調整されるものといたします。）。

また、その 1 株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の交付日から対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間としております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、当社取締役会において決定いたします。

なお、本制度による譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 法令、社内規則又は本割当契約の違反その他当該株式を無償取得することが相当である事由として当社取締役会で定める事由に該当した場合、当該株式を当然に無償で取得すること

以上